

「第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

(1) 概要・スケジュール

「子ども・子育て支援法」に基づき、都道府県及び市町村は子どもの健やかな成長を促す家庭環境の整備と子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みを進めるための「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要がある。（§61）

当市においても、令和7年度からの5ヵ年を計画期間とした「第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定を目指す。令和5年度には、法により求められる、地域の子育て支援や保育サービスなどについての量的及び質的ニーズ調査（アンケート調査）を実施し、令和6年度に計画全体の内容検討を行う予定。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

令和6年度スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内連絡会議		協議		中間案						最終案		
こども・子育て会議		協議		中間案						最終案		
総合政策会議							中間案			最終案		
議員全員協議会							中間案			最終案		
パブコメ									パブコメ			

(2) ニーズ調査（アンケート調査）

各家庭の状況や教育・保育・子育て支援に関する行政サービスの利用状況・利用希望などを調査し、その結果をもとに次期計画の「量の見込み」を検討する。アンケートは1月下旬から2月上旬にかけて下記のとおり実施し、現在、集計作業中。最終的にはクロス集計等を行い報告書にまとめる予定。

調査種別	調査対象	対象者数	設問数	配布方法	回収方法
未就学児童 実態調査	0～5 歳までの就学前 児童を持つ保護者	◇抽出 約 2,000 人	50 問程度 A 4 判 24 ページ	郵送	郵送 or web
小学校児童 実態調査	小学校 1～6 年生児童 を持つ保護者	◇全数 約 3,900 人 (一番下のみ)	40 問程度、 A 4 判 14 ページ	学校を 通じて	学校を 通じて

(3) 第3期計画策定の考え方・骨子（案）

令和5年4月1日、「こども基本法」が施行され、各市町村は国のこども大綱と、都道府県のこども計画を勘案した、市町村こども計画を策定することが努力義務となった。（§10）

なお、「こども計画」は、全国的に令和6年度に期限を迎える、各市町村の子ども・子育て支援事業計画を包含するものとして作成することが可能であるが、国のこども大綱の策定が令和5年12月末にずれ込んだこと、また都道府県こども計画が未策定であることから、当市も含めて全国的にほとんどの自治体ではスケジュールの都合から「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定作業をスタートさせている状況である。

ただし、国から「こども大綱」及び「こども未来戦略方針」が示されたことを踏まえ、引き続き「第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めていくものの、計画骨子は可能な限りこども計画と整合を図ることとし、こども計画への早期移行を目指していく。

資料 3 - 2・・・アンケート調査（中間速報値）

資料 3 - 3・・・第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定（見直し）の考え方

資料 3 - 4・・・こども基本法

資料 3 - 5・・・第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）